

宍公地第 386 号  
令和 3 年 11 月 9 日

宍粟市議会 議長 飯 田 吉 則 様

宍粟市長 福 元 晶 三

第 2 次宍粟市総合計画後期基本計画及び第 2 次宍粟市地域創生総合戦略に対する  
意見への回答について

令和 3 年 10 月 20 日付宍議第 296 号にて提出いただいた第 2 次宍粟市総合計画後期基本  
計画及び第 2 次宍粟市地域創生総合戦略に対する意見について、宍粟市議会基本条例第 11  
条第 3 項の規定により、下記のとおり回答いたします。

記

1. 計画の名称 第 2 次宍粟市総合計画後期基本計画及び第 2 次宍粟市地域創生総合戦略
2. 計画の修正等 別紙のとおり

以上

第2次穴粟市総合計画後期基本計画及び第2次穴粟市地域創生総合戦略（案） 議会意見に対する回答

表題		意見	左の理由	計画案の修正の有無	回答（ホームページにて公表）
第2章 穴粟市の概況	1. 各種統計データからの現状	地域創生戦略委員会9月2日の資料にある「穴粟市の出生数の推計」を総合計画の穴粟市の概況に使用すべきだと思う。	穴粟市の最重要課題である人口減少対策をより戦略的に取り組むため。	有	穴粟市の概況は、各種統計調査の結果など現状に関する記載内容と整理しているため、ご指摘の将来への予測である穴粟市の出生数の推計については、穴粟市の社会増減の推計とあわせ、「3.人口ビジョンの項目」に別紙のとおり追記します。
基本方針1 魅力と活力あふれる地域産業を育むまちづくり	基本施策2 農業の振興	「環境に優しい、持続可能な農業の推進。低農薬から無農薬有機栽培の農業を進めていくこと」をここに明記すべきではないでしょうか。	2020年、政府は「みどりの食料システム戦略」を打ち出し、有機農業を2050年までに全体の1/4の面積に、また、2030年までに今の3倍にするという方針を出した。 それを受けて、穴粟市でも、その方向の施策をぜひとも取り入れるべきかと考えます。	無	政府が打ち出した「みどり食糧システム戦略」に基づき、農地全体面積における有機農業を1/4にする方針については、市としても今後、取り組んでいく予定ですが、慣行農業もあることから記載はしないこととします。
		農業のところにも「国への財政支援要望」と書くべきかと思えます。	P.62 上水道事業のところには「国への財政支援要望」と書かれています。国からの恒久的なしっかりした支援がなければ、今後、農地の維持・地域の維持は無理かと考えます。	無	現状は補助支援が必要不可欠なものになっておりますが、本来、行政支援を受けずとも、安定的かつ持続可能な自立した農業経営こそがめざす姿としているため、記載しないこととします。
基本施策4 観光の振興	■現状	【文言の追加】 ◇住民グループによる地域の魅力を発信する活動が、市内各所で盛んに行われています。	観光は、市民参画や市民協働が必要とされ、行政だけで出来る事業ではない。その理由から、観光基本計画にある観光プラットフォームは今後の観光行政の核になるものであるため、総合計画にはしっかりとした表記が不可欠である。	有	ご意見をふまえ、現状に以下のとおり追記します。  市民及び地域団体により、地域の魅力を発信する活動が盛んに行われています。
	■課題	【文言の追加】 ◇住民グループによる地域の魅力を発信する活動を、地域に根付いた観光資源として観光振興へと結び付けるため、活動をまとめる観光プラットフォームの組織化が必要です。		無	現在、行政や観光事業者等が集まる観光地域づくりミーティングの中で観光プラットフォームについて協議しており、必要であれば組織化も検討していくこととなっていることから、ご意見の観光プラットフォームの組織化については参考とさせていただきます、課題としては追記しないこととします。
	③-2	【文言の変更】 観光プラットフォームにより、住民グループをはじめとする観光関連事業者・団体と農林業、飲食業、商工業など、異業種連携及び地域との連携体制づくりを推進します。		有	ご意見をふまえ、主な取組を以下のとおり追記します。  観光プラットフォームを活用し、地域や観光関連事業者・団体、農林業、飲食業、商工業など、異業種連携及び地域との連携体制づくりを推進します。
基本施策5 森林・田園・まち並み景観の保全	■現状	【文言の追加】 ◇山崎地区では、城下町の町割りや伝統的な町家などの景観資源を活かしながら、賑わいを創造し、誇り・愛着を育む地区の景観を次世代へと継承していくため、歴史的景観形成地区として景観保存を推進しています。	山崎地区では県の景観形成地区指定を受け、市民と行政が協力しあい歴史的景観の保存を推進している。 住民へのより広い協力を呼び掛けるためにも、総合計画への表記が必要である。	有	ご意見のとおりですので、現状に以下のとおり追記します。  山崎町山崎地区では、景観まちづくりを支援するため兵庫県条例に基づいた景観形成地区が指定され、暮らしや賑わいのある景観の創造と誇りや愛着を育む地区の景観を次世代へ継承していく取組が行われています。
	■課題	【文言の追加】 ◇「日本一の風景街道」を推進する本市において、その豊かな景観を守るために、太陽光発電等に適切な規制をおこなう必要があります。	「基本政策6 資源循環型社会の構築」では太陽光発電を推奨しているが、「日本一の風景街道」を推進するためには、太陽光発電施設の無秩序な乱立は大きな障害となる。 太陽光発電の秩序ある推進を図るためにも、推奨と規制の両面の表記が必要である。	無	穴粟市太陽光発電施設設置事業に関する条例において、私有地の使用に過度な制限となることから災害を助長するおそれのある区域を禁止区域に指定するとともに、防災のための施設基準を設置しているところですが、 景観等周辺に大きな影響を及ぼす大規模な太陽光発電施設については、県条例の適用や森林法等の関係法令等の規制を受けることとなっており、市独自の取組として追記はしませんが、引続き、兵庫県等と連携して適正な規制・指導に取り組んでいきたいと考えます。
	②-3	【文言の変更】 幹線道路等での景観に配慮した整備や維持管理に取り組むとともに、秩序ある沿道景観を保全するため、屋外広告物の適正な規制・指導などによる景観を阻害する広告物への是正指導や、太陽光発電施設への適正な規制・指導に取り組みます。		無	

表題		意見		計画案の修正の有無	回答（ホームページにて公表）
				左の理由	
基本施策6 資源循環型 社会の構築	■課題	【課題整理への意見】 循環型社会形成推進法に基づく地域循環共生圏について、課題整理されていない。特に、循環分野において、地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環させ、それが困難なものについては、物質が循環する環を広域化させていき、重層的な地域循環を構築していくことが重要とされているが、前期計画の検証と課題を記載すべき。	第四次循環型社会形成推進基本計画の中で「地域循環共生圏」の形成が目標に掲げられているが、その取り組み課題が整理されていない。	無	地域循環共生圏の形成をめざし、市内循環（自立分散型社会）のため地産地消や再生可能エネルギーの自給率の向上に取り組んでおりますが、地域循環共生圏の形成においては、人材や経済等の様々な分野において、兵庫県や他市町等と連携・協力した取組が必要となることから、今後において課題を整理し検討していきます。
	■個別施策 ①	【個別施策タイトルの修正】 ごみの適正処理・減量化の推進、 <u>ごみの適正処理、地域循環の取り組み</u> に改める	「地域循環共生圏」の形成実現のためには、廃棄物の持つエネルギーや回収資源を地域産業との連携のもとで、地域内で有効に利用していくことが重要とされている。	有	ご意見をふまえ、個別施策を「①ごみの適正処理・再資源化の促進」に修正します。  循環型社会の実現は重要であると認識しておりますが、「3Kリ運動」や「5R活動」を市民に啓発して、ごみの発生・排出抑制をするとともに、リサイクルの推進を図り、再資源化の促進とごみの減量化を進めることを優先したいと考えております。
	①-4	【文言の修正】 5R活動及び食品ロス削減に向けた施策展開とともに廃棄物の持つエネルギーや回収資源を地域産業との連携のもとで地域内循環利用を進め、雇用創出等の地域振興を図ります。	5R活動等の推進によるごみ減量化・再資源化に向けた取組を促進する。とあるが、地域循環や雇用の場を創出するなどの方向性が必要と考えるため。	無	市内における廃棄物処理は、近隣市町と共同により処理及び資源化を行っており、収集・回収を含め処理方法の変更や施設の改修等の財源確保と市民及び他団体との調整が必要なことから、計画の記載は変更せずに、資源化施設の取組みによる地域内循環利用については、引き続き調査・研究を進めていきます。
	■まちづくり指標	【指標の修正】 ごみ再資源化率の目標値30以上、 <u>新たな再資源化の施策によって目標値をもっと高く設定。</u>	現状の資源物のみを対象にした目標値になっている。5Rや生ごみ等の資源化によって再資源化率はもっと高くなる。	無	一般廃棄物処理基本計画、環境基本計画にあわせて、令和元年度実績のリサイクル率が25.1%であることから、リサイクル率を毎年1%伸ばすことにより、令和6年度にはリサイクル率を30%以上とする目標としています。 新たな再資源化（堆肥化・チップ化・バイオマスエネルギー化等）の施策については、引き続き、調査・研究を進めていきます。
基本施策7 住環境整備、土地利用の推進	■課題	【文言の追加】 ◇市街地における社会インフラの整備・維持費用削減のため、既存インフラストックの積極的な活用と市街地拡大の抑制を図る必要があります。	《基本政策7と9の文言追加に共通した理念》 山崎中心市街地では人口が大きく減少し、町内の空洞化が深刻な状態となっている。市はその危機感を感じているのだろうか。総合計画において、その危機感を住民と共有することが、宍粟市の人口減少対策にとって不可欠だと考える。	無	宍粟市においては、各町域を「生活圏」と捉え、市民協働センター周辺を「生活圏の拠点」として維持し、「集落と拠点」、「生活圏と生活圏」また、拠点間が連携する地域構造の形成により持続的なまちづくりに取り組んでおります。 また、生活圏の拠点の構築による人口流出抑制の第1のダム、市役所、大型店舗、生活サービス機能が集積するエリアを「宍粟市の拠点」として持続・充足することによる第2のダムとして、最重要課題である人口減少対策に取り組んでいるところです。
	①-4	【文言の追加】 市街地において既存インフラストックの積極的な活用と必要のない開発の抑制をおこない、居住地内の良好な生活環境の整備に取り組めます。	《基本政策7 住環境整備、土地利用の促進》 人口減少が急速に進む宍粟市にとって、持続可能な行政運営は喫緊の課題である。成長する社会から成熟する社会への転換を図るため、市街地拡大により増大の一途をたどる社会インフラの投資費用と維持管理費用を抑制し、既存インフラを最大限に活用する事によって、歩いて生活ができる「まち」の実現を目指さなければならない。	無	ご意見の地域は、第2のダム機能が発揮される中心的部分であると推察しますが、旧市街地からの市街地の拡大は、利便性や居住性の高い地域において住居エリアが形成されていると考えています。 人口減少対策の重点戦略である移住・定住促進の観点からも、選ばれるまちとして、良好な居住環境の整備に取り組むことが重要であると考えており、法令に沿った秩序ある開発も必要となることから、ご意見の課題及び取組については記載しないこととしています。

表題		意見		計画案の修正の有無	回答（ホームページにて公表）
				左の理由	
基本施策9 生活圏の拠点づくりの推進	■現状	【文言の追加】 ◇山崎町の中心市街地では人口の低密度化により都市の空洞化が進行し、都市の魅力と活力が失われています。	「生活圏の拠点づくりの推進」 都市の空洞化は、開発の抑制のみで成し遂げられるものではなく、そこに生活する人々とコミュニティ、さらに文化の継承と発展がなければならぬ。 行政は市民と協働しながら都市の再生に取り組むことが急務であるため、総合計画への表記は重要な意味を持つと考える。	有	山崎中心市街地内の地域によっては人口減少が進んでいますが、隣接地域を含めた場合、人口がある程度維持されています。また、都市の魅力や活力も一定維持されていることから、現状に次のとおり追記します。  ◇市全体の人口減少が進む中で、北部3町域に比べ、速度は緩やかですが山崎町域も人口は減少傾向にあります。
	■課題	【文言の追加】 ◇都市文化の継承・発展と地域固有の産業の育成を図るため、市民参加を活かした取組みが必要です。		有	課題への追記として意見をいただいておりますが、町家再生への支援、日本酒や発酵文化を生かした取組の推進など市民との協働による取組も進んでおり、課題ではなく取組に関する内容と考えております。なお、山崎町域の課題として、課題に次のとおり追記します。  ◇市の人口が減少する中で、市外へのさらなる人口流出を抑制するため、宍粟市の拠点における都市機能の維持や生活の利便性を向上していくことが必要です。
	①-4	【文言の追加】 山崎都市計画区域では、市民の参画と協働により、地域固有の文化や歴史の発掘や景観を含めた都市個性の創出、地域の資源を活かした産業の育成を図ります。		有	山崎都市計画区域の取組として意見をいただいておりますが、市全体に共通する考え、取組であると考えます。課題としていただいたご意見も踏まえ、山崎町域の取組として、次のとおり追記します。  ①-4 都市計画による土地の有効利用や基盤整備とともに、市民との協働による地域の歴史や文化、自然を生かした拠点の賑わいづくりを推進することで都市機能の維持や生活の利便性の向上を図り、宍粟市の拠点強化に取り組めます。
基本施策9 生活圏の拠点づくりの推進	■個別施策 ①	施策の方向性の中で、「生活圏の拠点整備を進めるとともに・・・」とあるが、生活圏の拠点整備として、拠点の機能を具体的に記述し、例えば、商業（道の駅・店舗・金融）、教育・保育、医療・福祉、文化・集の場、行政機関などと公共交通の連結機能をどのように整備し、第1のダム機能としていくのかを記載すべきと考える。	「生活圏の拠点整備を進める・・・」とは何か。第1のダム機能の役割を果たすには、どのような機能を集積させ、生活圏の拠点とするのか・・・、その姿を明確にしていく必要があると考えるため。	無	本計画及び戦略案においては、生活圏の拠点づくりを具体化していくための方向性を示しており、生活圏の拠点づくりの具体については、町域を1つの生活圏とした「生活圏の拠点づくりの考え方」において、また、公共交通については、公共交通再編計画のにおいて示しているところです。 なお、拠点施設となる市民協働センターを中心として、賑わいを創出するためには、市民や各種団体、地域の拠点施設運営委員会との協働による地域づくりを進めることが重要となり、現行の「生活圏の拠点づくりの考え方」をベースとしつつ、生活圏の拠点整備に取り組んでいくこととしています。
	②-4	商業（道の駅など）、医療・福祉、行政などのエリアを運行する巡回バス（できれば電気自動車）の拡充など、北部地域における生活の利便性を向上させ、第1のダム機能を強化します。	生活圏の拠点となるエリアを巡回バスなどでつなぎ、第1のダム機能を強化させるため。	無	ご意見いただいております内容についてですが、商業、医療・福祉、行政施設へのアクセス向上を念頭にバス事業者との具体の調整を行っていく考えであります。 また、将来的には、ご提案いただいている電気自動車や自動運転技術の導入など、先端技術の活用についても、今後の技術革新や導入費用の低廉化の動向、業界での導入事例も参考にしながら、調査研究を引き続き行っていく必要があると考えているところです。 さらに、利用の少ない小型バス路線については、登録制である自家用有償旅客運送（交通空白地輸送、福祉輸送）、許可・登録を要しない輸送を選択肢の軸として比較検討を行っていく考えであり、この仕組みができることで、特に、北部地域における生活の利便性を向上させていきたいと考えており、このことが第1のダム機能を強化していくことにもつながっていくと考えております。 これらのことについては、本案の《主な取組》②-2で、「公共交通関係機関との連携を強化し、路線等の充実・維持等、利用者のニーズに即した公共交通の整備に努めるとともに、地域相互扶助による移動手段確保や自動運転など、先端技術の活用について検討します。」と記述しておりますので、地域特性やニーズに即した持続可能な公共交通の運用に取り組むという方向性の中で包括されていると整理しております。

表題		意見	左の理由	計画案の修正の有無	回答（ホームページにて公表）
基本施策10 移住・定住 促進の充実	①-3	【文言の変更】 UJターンなどの移住者から移住経験談を募集し、移住者にとって役立つ情報を一元化して、市内外に発信することで新たな移住者の増加につなげます。	移住者からの移住経験談の発信から、移住・定住の促進の各事業、移住者にとって役立つ情報を一元化して情報発信する。点から線、そして面へとつなぐ仕組みづくりが重要である。	有	現在、市ホームページ特設サイトの「森林（もり）の家族時間」から移住に関する情報を一元化して発信しているところですが、市公式ホームページにおいて、見せ方の工夫や内容の充実などさらなる情報発信の強化を検討しており、いただいたご意見も踏まえ次のとおり修正します。  ①-3 ホームページからの情報発信を強化するとともに、住まいや子育てのほか、移住者の経験談など移住希望者にとって必要な情報を分かりやすく市内外に発信し、新たな移住者の増加につなげます。
	③-1	【文言の追加】 社会福祉協議会やひょうご出会いサポートセンター、民間支援団体（みらいプロジェクトなど）、近隣市町（連携中枢都市圏 や定住自立圏構成市町）と連携し、独身男女の出会いの場を創出します。	2年前に民間支援団体も当事業に参画している。	無	事業の実施にあたっては、企業やNPO法人等に委託を行うなど、民間団体に参画していただくことで、より効果的に事業を実施することができると考えておりますが、この部分については、連携ではなく、民間の活力やノウハウの活用であると整理しているため、文言の修正はせず、現行のとおりとします。
基本施策15 子育て支援 の充実	①-1	【文言の修正】 前略・・・より、母子保健事業及び子ども子育て支援事業の充実を図ります。	子育て世代包括支援センターの役割は、母子保健分野と子育て支援分野の両面から支援が実施されているため、母子保健事業と子ども子育て支援法に基づく利用者支援事業及び児童福祉法に基づく子育て支援事業までを包括するものです。母子保健事業の充実を図りますのみでは不十分と考えるため。	有	ご意見のとおり取り組んでいることから、以下のとおり修正します。  ①-1 妊娠から出産、子育て期の切れ目のない支援を行うとともに、関係機関との連携などにより、母子保健事業及び子ども子育て支援事業の充実を図ります。
基本施策20 地域医療の 充実	■個別施策 ②	【施策の方向性への意見】 新病院（穴栗総合病院）の必要性や役割など、将来にわたって継続的に取り組む内容を明記すべきと考える。（基本計画との整合性をはかる）	「・・・新病院建設に取り組むとともに・・・」だけでは不十分であり、何故新病院なのか、新病院の機能は何かなど、記載する必要があると考えるため。	有	ご意見もふまえ、「②穴栗総合病院の充実」における施策の方向性について、以下のとおり修正します。  地域包括ケアシステムの基幹病院として、また地域の拠点病院として、地域住民の医療ニーズと医療環境の変化に対応しつつ、新病院においても、安全で安心の医療を継続的に提供できる体制整備に努めます。
	■まちづくり 指標	【指標の修正】 病床利用率の指標 目標値の考え方について、新病院の基本計画との整合性を図る必要がある。	令和8年開院予定の新病院整備に係る基本計画(案)と令和8年度までの第2次穴栗市総合計画後期基本計画(案)との、病床率において差異があるため、両計画案の整合性が必要と考える。	有	新病院整備に係る基本計画の目標数値との整合を図り、令和8年度の目標値について、以下のとおり修正します。  病床利用率 91.2% 医療収支比率 99.7% 経常収支比率 108.6%
基本施策21 地域福祉の 充実	■めざす ま ちの姿	【文言の修正】 「地域の人と人とのつながりを大切に、社会保障を充実させ、だれ一人取り残さない地域福祉づくりをめざします。」との文言を挿入すべきである。	地域福祉の観点においても、SDGsに掲げられた「だれ一人取り残さない」視点が強く求められている。地域の実状から鑑みても、社会保障を充実させて行く、積極的な取り組みが必要とされている。	無	SDGsに掲げられた「誰一人取り残さない」視点は、計画案全体にかかるものであるため、現行のとおり、地域ぐるみの福祉を推進する「地域共生社会」をめざす旨の記載とします。 なお、ご指摘のとおり、視点としては本基本施策も含め、全基本施策にかかるものとして整理しております。
基本施策21 地域福祉の 充実	■個別施策 ②	【個別施策の追加】 社会問題となっている「ひきもり支援・対策事業」は、新たに個別施策に追加すべき内容と考える。	ひきこもりサポート事業（相談体制・居場所・実態調査など）は、他市に先駆けて、熱心に取り組んでおり個別施策に値する中身を持っているため	無	ひきこもり支援事業は、令和2年度より相談体制を充実させて重点的に取り組んでいますが、社会的孤立の解消の視点で取り組むことと整理しておりますので、現行のとおりとします。
	■まちづくり 指標	【指標の修正】 ゲートキーパーの研修受講者数でなく、基本施策19健康づくりの推進同様、自殺死亡率をアウトカムとする「まちづくり指標」とすべき。	誰もが自殺に追い込まれることのない地域づくりを目的（アウトカム）とするため。	有	ご意見のとおりですので、本基本施策に「基本施策19健康づくりの推進」同様、「人口10万人あたりの自殺者数」を追加します。

表題		意見	左の理由	計画案の修正の有無	回答（ホームページにて公表）
基本施策 21-1 高齢者福祉 の充実	①-2	【内容の修正】 現行文は運営協議会としてすべきことであり、取組から削除する。 →「生活支援コーディネーターが中心となり、社会資源の把握や協議の場づくりなどの支援を行い、地域包括ケアシステムの構築にむけたネットワークづくりを行う。」に修正すべきと考える。	地域包括ケアの充実を図るためには、社会福祉協議会に配置する生活支援コーディネーターの役割が重要である。	有	ご意見のとおりですので、以下のとおり修正します。 ①-2 地域包括支援センターの適正な運営により、高齢者が地域で安心して暮らすことができる体制を確保するとともに、生活支援コーディネーターを中心として、社会資源の把握や地域課題の解決支援、支え合い活動などを推進し、地域包括ケアシステムの充実を図ります。
	③-3	【内容の修正】 「介護保険施設の整備」について、どのような施設整備をめざすのかの記述が必要。	介護保険事業計画との整合性を図る意味で、具体の考え方などを明らかにしておく必要があるため	有	ご意見もふまえ、以下のとおり修正します。 ③-3 高齢者数、要介護認定者数の適切な予測に基づき、介護サービス提供基盤の充実を図ります。
基本施策 21-2 障がい福祉 の充実	②-2	【文言の修正】 ・・・日常生活の援助の充実や必要な支援につながります。と修正すべき。	主な取組内容に、障がいのある人に対する、日々の生活への、日常生活支援が最重要と考えるが、日常生活への支援の文言がないため、日常生活支援の重要性を明記して欲しい。	有	ご意見もふまえ、以下のとおり修正します。 ②-2 障がいのある人やその支援者のニーズの把握に努め、事業所や関係機関との連携を図り、日常生活のサービスの充実や必要な支援につながります。
基本施策24 文化・芸術 活動の推進	①-5	【文言の追加】 宍粟市歴史資料館や山崎歴史郷土館などの歴史展示施設においては、学校教育や生涯学習に対応した展示方法への改善を図ります。	展示資料が断片的な羅列になっており、学校教育や生涯教育において、理解・学習が難しい状態である。 授業で扱う日本史と関連付け、知っている部分からの説明がないことには、興味が得られず理解が難しい。理解と学習のために展示の工夫が必要である。 またその展示は、市民の学習機会だけでなく、観光等で訪れる交流人口に対しても、宍粟市の歴史的な紹介という面で大きな意味を持つ。山崎城下町の歴史、播磨風土記にある日本酒発祥の伝説や神々の神話、たたら鉄、戦国の山城、波賀森林鉄道など、宍粟は固有ともいえる歴史の宝庫であり、他市に劣らない歴史の奥深さを持っている。多面的な展示の工夫が必要である。 そのためには、宍粟市歴史資料館や山崎歴史郷土館の展示方法だけでなく、閉館状態にある山崎歴史民俗資料館等に眠る貴重な資料等、宍粟市全体の展示資料の配置転換も含めた検討が必要である。	無	市内の歴史展示施設、遺跡公園等において、学校教育や生涯学習に対応した展示方法へ改善していくご意見については重要であると考えておりますので、後期基本計画ではなく、今年度策定予定である第2期社会教育振興計画等の個別計画の中で整理していきます。
基本施策24 文化・芸術 活動の推進	①-5'	【文言の追加】 学校教育を活かす為に、郷土の歴史資料や伝統文化など文化資源を活用することを推進する。	郷土への愛着を育むよう文化財を活用していくなら、特に学校教育に対し取組む姿勢が必要ではないか。子供たちに生まれ育ったふるさとの歴史等を授業の中で深めてもらいたい。	有	郷土の歴史資料や伝統文化など文化資源を学校教育に生かすことは重要であると考えており、引き続き、出前講座や体験学習において文化資源の活用に取り組むとともに、学校教育への積極的な活用について働きかけをしていきます。 また、主な取組①-3について、以下のとおり修正します。 ①-3 関係機関等と連携して歴史や伝統文化など文化資源の保存・継承に取り組むとともに、学校教育や観光振興へ活用します。
第4章 健全な行財政運営の推進	①-3	【文言の変更】 歳入の減少が見込まれる中、歳出を縮小していくことを前提に、事務事業の見直しを行います。	この表現の方が、分かりやすいように思います。	有	ご意見のとおりですので、以下のとおり修正します。 ①-3 歳入の減少が見込まれる中、歳出を縮小していくことを前提に、事務事業の見直しを行います。